

自動販売機公募に関する補足説明

NO	項目	補足説明
1	岸和田市税の完納証明書について	岸和田市内に本社、営業所が無い企業は提出不要です。また、他市町村の納税証明書の提出も不要です。
2	災害対応の自動販売機について	災害時の飲料無償提供が可能な機種であれば、バッテリー搭載の有無は問いません。
3	重複設置不可物件について	<p>「公募物件一覧表」の重複設置不可物件欄に同じ記号がある公募物件については、入札参加申込は可能ですが、同一事業者がいずれについても最高価格を提示した場合、当該事業者は、先の番号の公募物件の設置事業者とします。後の番号の公募物件については、次点の高額提示者を設置事業者とします。</p> <p>(例1) 重複設置不可物件である公募物件①、公募物件②の入札(提案審査)結果が以下の場合          【公募物件①】事業者A:200万円 事業者B:180万円 事業者C:150万円 事業者D:120万円          【公募物件②】事業者A:200万円 事業者B:150万円 事業者C:160万円 事業者D:110万円          →公募物件①の設置事業者は事業者A(200万円)、公募物件②の設置事業者は事業者C(160万円)とします。</p>
4	自動販売機設置事業者の選定について	自動販売機設置事業者は貸付料(提案使用料)の金額により決定します。商品の販売価格やその他の付加機能等は設置事業者の選定に影響しません。
5	自動販売機の設置面積について	設置面積は、使用済容器の回収ボックスや自動販売機固定用の器具も含むこととします。